

大分県報

令和七年
四月一十六日
大分県警察本部訓令第38号

○訓令本部訓令

日 次

規 則

大分県庁舎等管理規則の一部改正

警察本部訓令

大分県警察庁舎等管理規程の制定

○規 則

大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を以て公布する。

令和七年十二月一十六日

大分県規則第六十七号

大分県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

大分県庁舎等管理規則（昭和三十八年大分県規則第六十九号）の一部を次のとおり改正する。

第三条第一項中「もつて」を「もつて」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項第一号の規定にかかるわらぢ、県庁舎本館及びその構内（大分県警察本部の専用部分に限る。第十条において「警察本部専用部分」と云ふ。）における秩序の維持に係る庁舎管理責任者は、大分県警察本部長をもつて充てる。

第十条中「。」の下に「及び警察本部専用部分」を加える。

第一号様式から第六号様式までの規定中 「大分県会計管理局用度管財課長」を
（地方機関の長）

「（庁舎管理責任者）」に改める。

附 則

令和七年十二月一十六日

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察本部長 帰 野 徹

大分県警察庁舎等管理規程
令和7年12月26日

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 警察庁舎等の秩序の維持（第8条～第11条）

第3章 警察庁舎等の維持管理及び防護対策（第12条～第15条）

第4章 雜則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めるものほか、警察庁舎等における秩序の維持並びに警察庁舎等の維持管理及び防護対策（以下「庁舎管理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

(1) 警察庁舎 本部庁舎、本部庁舎以外の警察本部の庁舎及び事務室、警察学校庁舎、警察署庁舎（交番、駐在所及び警備派出所（以下「交番等」という。）を含む。以下同じ。）並びにこれらの附属工作物（掘、柵、樹木等を含む。）並びにその敷地をいう。

(2) 本部庁舎 大分県庁舎等管理規則（昭和38年大分県規則第69号）第3条第3項に規定する警察本部専用部分をいう。

(3) 所属 大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）第3

第1項に規定する課、所及び隊、警察学校並びに警察署をいう。

(4) 職員 大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)

第2条第5号に定める職員をいう。

(5) 事務室等 各所属の事務室、会議室、更衣室、道場、倉庫、車庫及び駐車場をいう。

(6) 異常事態 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 警察庁舎等又はその周辺において、爆破又は団体若しくは多衆による不法行為が行われ、又は行われるおそれがあるとき。

イ 警察庁舎等又はその周辺において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ その他庁舎管理者が不測の事態と認めるとき。

第3条 警察本部に庁舎管理責任者を置き、警察本部長をもって充てる。

2 庁舎管理責任者は、庁舎管理に関する事務を統括する。

(庁舎管理者)

第4条 庁舎管理を適正に実施するため、警察庁舎等に庁舎管理者を置き、次表左欄に掲げたる警察庁舎等ごとに同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

警察庁舎等	庁舎管理者
本部庁舎及び警察本部別館庁舎	警務部会計課長
留置管理センター庁舎	警務部留置管理課長
鉄道警察隊事務室	生活安全部地域課長
鑑識科学センター庁舎	刑事部鑑識課長及び刑事部科学捜査研究所長
運転免許センター庁舎	交通部運転免許課長及び交通部交通機動隊長
高速道路交通警察隊(分駐隊を含む。)事務室	交通部高速道路交通警察隊長
航空隊庁舎	警備部警備運用課長
機動隊庁舎	警備部機動隊長
警察学校庁舎	警察学校長

警察署庁舎

警察署長

2 庁舎管理者は、職員を指揮し、その所管に係る警察庁舎等の庁舎管理に関する事務に従事しなければならない。

3 庁舎管理者に事故があるときは、あらかじめ当該庁舎管理者が指定した職員がその職務を行う。

(使用責任者)

第5条 事務室等を管理するため、各所属に事務室等の使用責任者(以下「使用責任者」という。)を置き、当該事務室等を使用する所属の長をもって充てる。

2 使用責任者は、事務室等の保全及び秩序の維持その他の事務室等の管理事務に従事しなければならない。

3 使用責任者に事故があるときは、あらかじめ当該使用責任者が指定した職員がその職務を行う。

(閉庁日等の庁舎管理)

第6条 休日及び勤務時間外で庁舎管理者及び使用責任者が不在のときは、当直勤務又は当番勤務の責任者が、他の勤務員を指揮して庁舎管理事務を代行するものとする。

(防火責任者)

第7条 警察庁舎等の火災及び盗難等の事故を防止するため、各所属に防火責任者を置く。

2 防火責任者は、本部の課にあっては所長が指定する者を、警察学校にあっては副校長を、警察署にあっては副署長を、幹部交番にあっては所長をもってこれに充てる。ただし、警察本部の所属の分室、警察学校及び警察署の各室、交番等(幹部交番を除く。)並びに警察本部の所属、警察学校又は警察署の附属施設等については、各所属の長が別に指定する者をもってこれに充てることができる。

3 防火責任者は、火気の使用責任者として特にその取扱いに留意し、退庁の際は火気の処理状況及び防火施設の良否を確認し、かつ、施設の状況を点検した上、出入口用の鍵その他必要な事項を当直員(警察署にあっては、当番員)に引き継がなければならない。

4 防火責任者は、退庁の際、勤務している職員がいるときは、その職員に防火責任者の任務を引き継ぐものとする。

5 所長は、警察本部の所属(分室を含む。)、警察学校及び警察署の各室及び附属施設等には、外部から見やすい箇所に防火責任者名を掲示するものとする。ただし、交番等については、適當な箇所に掲示するものとする。

第2章 警察庁舎等の秩序の維持

(許可事項)

第8条 警察庁舎等（本部庁舎を除く。第10条第2項において同じ。）において、次に掲げ

る行為をしようとするときは、あらかじめ庁舎管理者に申請し、許可を受けなければならぬ。ただし、職員が職務として行う場合又は定例的なもの若しくは軽易なものであつて庁舎管理者が認める場合は、この限りではない。

- (1) 仮設工作物その他の施設又は物件の設置
- (2) 物品の販売又は宣伝、保険加入等の勧誘、寄附金の募集その他これらに類する行為
- (3) 印刷物その他の文書、図画等の配布又は掲示
- (4) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類する物の持ち込み
- (5) 集会その他の行事の実施
- (6) 団体で見学等の立入り
- (7) ストーブ、電熱器その他の火気の使用
- (8) 写真若しくは動画の撮影又は録音
- (9) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障があると認められる行為

2 庁舎管理者は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付した上で、使用を許可するものとする。

(禁止事項)

第9条 庁舎管理者は、次に掲げる者を警察庁舎等に立ち入らせてはならない。

- (1) 集団示威行為のための立入りと認められる者
- (2) 正当な理由なく、銃器、凶器、爆発物、毒物、劇物その他危険物を携帯する者
- (3) 事務の妨害、他の来庁者への迷惑行為その他警察庁舎等内の秩序を乱す行為をする者

それがある者

2 警察庁舎等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 警察庁舎等又は警察庁舎等内の物件を損傷し、又は汚損する行為
- (2) 職員への面会の強要
- (3) けん騒にわたる行為
- (4) 座込みその他通行の妨害となるような行為
- (5) 寄附の強要又は押売
- (6) 庁舎管理者の定める場所以外の場所での火気の使用
- (7) 立入りを禁止した区域又は場所への立入り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障があると認められる行為（退去命令等）

第10条 庁舎管理責任者は、本部庁舎において、大分県庁舎等管理規則第8条若しくは第9

条の規定に違反した者又は前条第1項各号に掲げる者若しくは同条第2項各号に掲げる行為を行つた者に対し、警告を発し、その行為を中止させ、又は本部庁舎から退去させること、必要な措置を講ずるものとする。

2 庁舎管理者は、警察庁舎等において、第8条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行つた者、同条第2項の許可に付された条件に違反した者、前条第1項各号に掲げる者又は同条第2項各号に掲げる行為を行つた者に対し、警告を発し、その行為を中止させ、又は警察庁舎等から退去させなど、必要な措置を講ずるものとする。

(予防措置)

第11条 職員は、周囲の事情から判断して庁舎管理のために必要があると認めるときは、警察庁舎等に立ち入ろうとする者又は警察庁舎等内にある者に対し、質問その他必要な措置を講ずるものとする。

2 庁舎管理者又は使用責任者は、所管する警察庁舎等又は事務室等について、危険防止、秘密保持又は庁舎管理のため、必要があると認めるときは、表示を行い、立入禁止の措置を講ずるものとする。

3 庁舎管理者は、庁舎管理のために必要があると認めるときは、警察庁舎等の敷地内において、自動車その他の車両の通行を制限し、又は禁止するものとする。

第3章 警察庁舎等の維持管理及び防護対策

(警察庁舎等の維持管理)

第12条 庁舎管理者は、その所管に係る警察庁舎等及び備品、装備品等の清潔、整頓及び整備に留意し、その適正な維持管理に努めなければならない。

2 職員は、警察庁舎等内の廊下、階段等にみだりに物件を放置してはならないほか、常に整理整頓に努め、警察庁舎等を清潔な状態に保たなければならない。

(警察庁舎等の警戒)

第13条 職員は、警察庁舎等において不審な者又は物件を発見した場合は、必要な措置を講ずるとともに、その旨を庁舎管理者に報告し、指揮を受けなければならない。

2 職員は、異常事態又はそのおそれのある事態を認めたときは、庁舎管理者に即報しなければならない。

3 前項の則報を受けた庁舎管理者は、速やかに庁舎管理責任者に報告しなければならない。

(警察庁舎等の防護計画)

第14条 所属長は、異常事態等における警察庁舎等の防護に關し、次の各号に掲げる事項を

内容とする防護計画を立ておかなければならぬ。

(1) 警察官等の防災及び防護の方法に関すること。

(2) 職員の招集に関すること。

(3) 重要書類、拳銃その他重要物件の搬出方法に関すること。

(4) 警務部留置管理課及び警察署にあっては、被留置者の避難方法に関すること。

(5) その他必要と認める事項

(異常事態発生時の応急措置)

第15条 庁舎管理者は、異常事態に際して特に必要があると認めるときは、この訓令の規定にかかわらず応急の措置を講ずることができる。

第4章 雜則

(委任)

第16条 この訓令に定めるもののほか、庁舎管理に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

(大分県警察における処務に關する訓令の一部改正)

2 大分県警察における処務に關する訓令の一部を次のように改正する。

「第5章 管理

目次中 第1節 会議（第37条－第44条） を「第5章 会議（第37条－第53

条）」に改める。

「第5章 管理」を「第5章 会議」に改める。

第5章第1節から第3節までの節名を削る。

第40条から第53条までを次のように改める。

第40条から第53条まで 削除